

佐賀市インターネット市政モニター設置要綱

(設置)

第1条 市の施策や事業について市民の意見を調査し、市政運営や施策決定の参考とすることを目的として佐賀市インターネット市政モニター（以下「市政モニター」という。）を設置する。

(資格)

第2条 市政モニターに参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する満16歳以上の者
- (2) インターネット及び電子メールの利用が可能な者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(配信等)

第3条 市は、市政モニターへ市政に関するアンケート及び通知メールを配信するものとする。

2 市政モニターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) アンケート等への回答
- (2) 市政に関する意見、提案等の提出

3 第1項の配信及び前項の活動に係る送受信費用は、市政モニターの負担とする。

(結果の公開)

第4条 市は、前条第2項の活動により得た結果を市ホームページにて公開するものとする。

(資格の喪失)

第5条 市政モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 第2条に規定する資格要件を欠いたとき。
- (2) 市政モニター資格者本人から退会の届出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市政モニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月17日から施行する。